

検討対象水域（利根川水系、荒川水系）に係る 特別域の指定について（案）

1. 特別域の基本的な考え方

特別域は対象水域に生息する水生生物の産卵場又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域である。

河川、湖沼における特別域の指定については、自然現象などにより、生物が利用する水域の構造が変化することなどを踏まえ、法令等により、産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている場所であり、実際にそれらの場所として調査保全活動などにより産卵等の実態が把握されている水面のほか、恒常的に産卵場等として重要な水域であって、実際に産卵がおこなわれていることが漁業関係者、NPOあるいは行政等により確認されている水面とする。具体的な水域としては以下のとおり。

- ① 水産資源保護法に基づき、水産動物が産卵し、稚魚が成育等するのに適した水面で保護等のために必要な措置を講ずべき保護水面^{*}に指定されている水域
- ② 保護水面に設定されていない水域であっても、漁業関係者等によってこれと同等以上に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護が図られている水域。
- ③ 水深、流速、河床材料、川岸の植生などが当該魚類の産卵場等として適した条件にあり今後ともその条件が保たれうる水域。

※ 保護水面の定義

「保護水面」とは、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域をいう（水産資源保護法第14条）

なお、水産資源保護法第4条に基づき、県の規則等により設定されている禁止区域については、危険の防止、漁業調整や水産資源の保護培養を目的にしており、必ずしも、産卵や稚魚の成育の場を保護するものではないことから、一義的には特別域とはしないこととするが、その設定の目的が水産資源の保護培養を目的にしており、漁業関係者、行政等により産卵、生育の実態が把握されている場合には、①に準じた水域として取り扱う。

2. 特別域の指定を検討する水域

（1）保護水面の設定状況

① 鬼怒川

- ・ 所在地：茨城県結城市内（鬼怒川大橋～栄橋）
- ・ 主な保護魚種：アユ
- ・ 保護水面における調査状況（資料4参照）

茨城県ではアユを主な保護対象とし、保護水面の効果の推定と適正な管

理方法を検討するため、保護水面を含む県内鬼怒川本流において稚アユ遡上状況、アユ産卵場、生息域の魚類相及び河川環境調査を毎年継続的に実施しているが、平成17年以降の調査では卵が見つかっていない。

② 荒川

- ・ 所在地：埼玉県寄居
- ・ 保護魚種：ウグイ・アユ
- ・ ヒアリング状況

当河川において保護対象はウグイ・アユの2種が設定されているが、産卵の保護のための保全対策としては、ウグイを対象に産卵場の造成を行っている。

なお、アユについては、期間限定の漁業調整の趣旨のために設定しているため、再生産に資する取り組み行われていない。また、産卵に関する調査は実施していない。

- ・ ウグイの保護水面における調査状況

埼玉県では、毎年4月、保護水面内の2定点（加藤砂利地点及び鼻地点（平成12年度以降は加藤砂利地点のみ））にて、人工産卵床を造成し、産卵床に寄り付いたウグイ親魚（産卵個体）数を目視観察により推計し、親魚体から産卵卵数の推定を行っている。

③ 霞ヶ浦・北浦

- ・ 所在地：霞ヶ浦；出島地区・美浦地区
北浦；麻生地区・大野地区
- ・ 保護魚種：ワカサギ
- ・ 保護水面における調査状況（資料4参照）

茨城県では、ワカサギを保護対象とし、産卵場の確保、親魚の保護に役立てるため、霞ヶ浦及び北浦の保護水面及び全域にてワカサギ天然産着卵調査、初期ワカサギの餌料調査及びワカサギ稚魚等の調査を継続的に実施しているが、年度により卵が見つからない年もあり、当該水域で継続的に産卵が行われているとはいいがたい。また保護水面以外で産卵されている水域もある。

(2) 関係者により特に保護されている水域の状況

上記(1)に示す保護水面以外で関係者により特に産卵場又は幼稚仔の生育場として保護されている水域として人工産卵床が考えられる。しかし、保護水面以外で造成されている人工産卵床については、位置が固定されていないものもあり、また、その場での産卵等の実態は不明である。

(3) その他産卵等に適した水域の状況

河床材料、水温、水深、流速等から産卵場等の可能性があると考えられる水域や専門家等の指摘などで産卵場等として考えられる水域（資料5）もあるが、【現在のところ産卵実態についての情報など当該水域を特定できる情報がない。】

3. 特別域の指定の検討

上記2(1)に示す鬼怒川、荒川及び霞ヶ浦・北浦の保護水面のうち、行政等の実施した調査結果から、荒川の保護水面において保護対象となるウグイの産卵が確認されており産卵場として重要な水域であると考えられる。よって、今回、特別域

に指定する水域としては、荒川（玉淀ダム～正喜橋）におけるウグイを保護対象とした保護水面が考えられる。ただし、霞ヶ浦・北浦及び鬼怒川の保護水面については今後ともこれらの水域に留意していく必要がある。

なお、アユ、ワカサギについては、第1次答申において、水温の適応範囲が広いこと等（参考資料1）、水域の分類に当たっての活用が難しいと考えられ、今後の検討課題となっている。このため、アユ、ワカサギの全国的な生息状況を整理するとともに、これらの魚種の見られる水域での類型指定のあり方についての調査検討及びアユ、ワカサギに関する毒性情報の収集を行っていくことが必要である。

上記2.（2）に示す人工産卵床等のある水域については、産卵の実態についてのデータがないことから今回は特定域とはしないが、今後ともこれらの水域に留意していく必要がある。

上記2.（3）に示す水域については、【特別域として当てはめを行うに足りる情報は今のところないが、】産卵場である可能性のある水域を中心に、専門家や漁業関係者のヒアリング結果等から産卵等がなれている可能性のある水域にも今後留意していく必要がある。